

いじめ防止基本方針

令和5年4月1日
磐田市立豊岡中学校

1 「いじめ」とは

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

（文部科学省 平成 25 年 10 月 11 日）

※現在の定義に「自分より弱い者に対して一方的に」「継続的に」「深刻な苦痛」の要素は含まれない。

2 いじめ防止に関する基本的な考え方

(1) 本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止のための対策を行います。また、家庭や地域、関係機関との連携を大切にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるように学校を中心としたコミュニティーづくりに努めます。

(2) いじめの禁止

本校生徒は、いじめを行ってはけません。また、いじめを認識しながら放置することもいけません。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、他関係機関等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

3 いじめ防止に関する内容

(1) いじめ未然防止のための取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進めます。
- イ 行事、授業、部活動等において、生徒の活動や努力を認め、自己存在感、自己肯定感を育むことができるように努めます。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動・ボランティア活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ります。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒が携帯電話・スマートフォン等の情報機器の正しい利用とマナーについて理解を深め、インターネットを通じて行われるいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導していきます。

(2) いじめ早期発見のための取組

- ア いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次の通り実施します。
- ・ 生徒対象いじめアンケート調査 . . . 年3回(5月・9月・2月)
 - ・ 教育相談を通じた学級担任、教科担任、部活動顧問等による、生徒からの聞き取り調査 . . . 年3回(6月・10月・2月)
 - ・ 生徒または保護者との2者または3者面談 . . . 年2回(7月・12月)
- イ 生徒および保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラーを活用します。
- ウ 相談・通報のあった事案は、事の大小にかかわらず「いじめ対策委員会」を通して情報共有をしていきます。
- エ 予定帳(とびら)を活用し、毎日提出する日記へ朱筆を入れます。
- オ いじめ防止に関する指導および解決についての校内研修を実施し、職員の資質向上を図ります。

4 いじめへの早期対応

- (1) いじめの兆候を発見したり、その疑いがある行為を見たりした場合は、すぐに止めさせます。
- (2) いじめに係る相談を受けた場合、その訴えが小さくても当事者だけでなく、友人からの情報収集を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行います。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- (4) いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- (5) 当事者の周囲で同調したりはやし立てたりした生徒には、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- (6) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、速やかに関係諸機関と連携して対処します。

5 いじめに対する措置

- (1) いじめおよびそれに類する行為が確認された場合は、運営委員会(週1回)で報告し情報の共有を図ります。
- (2) 正確な実態把握に基づき、いじめ対策委員会で、指導支援体制を組み組織的に対応していきます。
- (3) 被害生徒を守り通すと同時に、加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導、支援を行います。
- (4) 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や警察、児童相談所等との連携のもと、再発防止に努めます。

6 「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、いじめ対策委員会を設置し、1か月に1回程度開催します。また、いじめと疑われる相談・通報等があった場合には、緊急に委員会を開催します。

- (1) いじめ対策委員は、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーで構成し、検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に行います。
- (2) 活動内容は、いじめ防止の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正、いじめに関する相談・通報への対応、いじめの判断と情報収集、いじめ事案への対応検討、報告です。

7 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、校長は速やかに磐田市教育委員会に報告すると同時に、校長を委員長とする「いじめ調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

8 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握およびいじめに対する措置を適切に行っていきます。円滑な人間関係づくりのため、コミュニケーション能力向上にも努めていきたいと考えます。